

福島市立地適正化計画に伴う届出

＜医療・文化・商業・行政・教育施設の開発・建築を計画しているみなさまへ＞

- 福島市では、平成30年度に、都市再生特別措置法に基づく、福島市立地適正化計画（以下、「本計画」という。）を策定し公表しました。
※平成28年度計画の一部策定、平成30年度全体計画策定
- 平成28年度の計画の一部策定に伴い、計画内に記載した都市機能誘導施設（一定規模以上）の整備動向を把握するため、本計画で定められた都市機能区域外において、誘導施設（一定規模以上）の開発行為や建築行為を行う場合、都市再生特別措置法に基づき届出が義務（平成29年4月1日より）づけられました。

① 届出の対象となる区域：都市機能区域以外の区域

② 届出の対象となる行為

【開発行為】

- 誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為

【建築行為】

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を増築または改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

③ 届出の時期

- 行為に着手する日の30日前までに届出
(届出した内容を変更するときは変更に係る行為に着手する日の30日前までの届出)

④ 届出の対象となる施設（誘導施設）

分類	届出の対象となる施設	規模等
医療施設	医療法第4条に定める地域医療支援病院	延床面積10,000㎡以上、かつ、ベッド数200床以上
文化施設	図書館法第2条第1項に定める図書館 博物館法第2条第1項に定める美術館 地方自治法第244条に定める公の施設	延床面積6,000㎡以上
商業施設	福島県商業まちづくりの推進に関する条例第2条の7に定める小売商業施設	売場面積6,000㎡以上
行政施設	地方自治法第4条第1項に定める施設	延床面積6,000㎡以上
教育施設	学校教育法第1条に定める学校のうち、同法第83条に定める大学、同法108条に定める短期大学、ならびに同法124条に定める専修学校	延床面積6,000㎡以上

⑤ 届出を要しない軽易な行為などについて

都市再生特別措置法第108条並びに都市再生特別措置法施行令第35条、第36条の規定により、以下の行為は届出の対象となりません。

■ 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

- 当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築目的で行う開発行為
- 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- 建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

■ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

■ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

- 都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）

⑥ 勧告について

届出に係る行為が都市機能区域内における誘導施設の立地の集積などを図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告を行うことができることとなっています。

届出に必要な書類

都市機能区域外で誘導施設の開発、建築等を行う場合

届出は、以下の区分により、定められた届出書（様式）に必要事項（行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、行為の完了予定日）を記入のうえ、添付書類を添えて、担当窓口へ提出してください。

① 開発行為を行う場合

■届出書（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

- 様式第18

■添付書類（都市再生特別措置法施行規則第52条第2項第1号関係）

● 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面	当該区域周辺（半径 1.0 km 圏内）が確認できるもの
● 設計図	詳細な内容が分かるもの
● その他参考となるべき事項を記載した図書	

② 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を増築または改築し、もしくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合

■届出書（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

- 様式第19

■添付書類（都市再生特別措置法施行規則第52条第2項第2号関係）

● 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面	当該区域周辺（半径 1.0 km 圏内）が確認できるもの
● 設計図	詳細な内容が分かるもの
● その他参考となるべき事項を記載した図書	

③ 届出内容を変更する場合

■変更届出書（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

- 様式第20

■添付書類（都市再生特別措置法施行規則第55条第2項関係）

①の届出内容を変更する場合	①の添付書類と同様
②の届出内容を変更する場合	②の添付書類と同様

届出に必要な書類の提出先（担当窓口）

福島市 都市政策部 都市計画課 電話 024-525-3761

【都市機能区域】

